

第2回沖縄振興審議会
議事録

—— 議事次第 ——

日時 平成14年6月17日(月) 15:00～16:30
場所 合同庁舎4号館共用第1特別会議室

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 沖縄振興計画の案について
 - (2) その他
- 3 閉会

—— 資料配布 ——

- 資料1 沖縄振興審議会委員名簿
資料2 沖縄振興審議会幹事名簿
資料3 「沖縄振興計画の案」について
資料4 産業高度化地域の指定について
資料5 金融業務特別地区の指定について

—— 沖縄振興審議会委員名簿 ——

- | | |
|----------------------|--------|
| 1 沖縄県知事 | 稲嶺 恵一 |
| 2 沖縄県議会議長 | 伊良皆 高吉 |
| 3 沖縄県の市町村長を代表する者(2名) | |
| 那覇市長(市長会会長) | 翁 長雄志 |
| 嘉手納町長(町村会会長) | 宮 城篤実 |

4 沖縄県の市町村の議会の議長を代表する者(2 名)

那覇市議会議長(市議会議長会会長)

我那覇 生 隆

中城村議会議長(町村議会議長会会長)

呉 屋 哲 夫

5 学識経験のある者(1 4 名以内)

沖縄県婦人連合会会長

赤 嶺 千 壽

琉球大学教授

伊 波 美智子

琉球大学教授

大 城 常 夫

財団法人沖縄協会理事

亀 谷 禮 次

沖縄県経済農業協同組合連合会代表理事会長

儀 間 義 勝

法政大学総長・理事長

清 成 忠 男

社団法人沖縄県工業連合会会長

金 城 名 輝

(株) キャンディッド・コミュニケーションズ代表取締役

残 間 里江子

東洋大学助教授

白 石 真 澄

放送大学沖縄学習センター所長

尚 弘 子

オムロン(株) 代表取締役会長

立 石 信 雄

沖縄県商工会議所連合会会長

仲井真 弘 多

(株) 沖縄銀行代表取締役頭取

仲 吉 朝 信

J S A T (株) 取締役会長

森 本 哲 夫

——出席者——

審議会委員

清成忠男会長、稲嶺恵一委員、伊良皆高吉委員、宮城篤実委員、我那覇生隆委員、赤嶺千壽委員、大城常夫委員、亀谷禮次委員、儀間義勝委員、白石真澄委員、立石信雄委員、仲吉朝信委員、森本哲夫委員

内閣府

尾身沖繩及び北方特命大臣、熊代副大臣、嘉数政務官、大坪内閣府審議官、安達政策統括官(沖縄担当)、武田沖繩振興局長、山本官房審議官、吉田沖繩総合事務局長、渡辺参事官(中長期計画担当)

——議 事——

渡辺中長期計画参事官 大変お待たせいたしました。大城委員が少々遅れていらっしゃるという御連絡がございましたが、ほかの皆様方は御出席のようでございます。時間でございますので、ただいまから第2回の沖縄振興審議会を開催させていただきます。

まず、お手元にお配りしております資料につきまして御確認をお願いしたいと思います。資料は5種類ございまして、資料1が審議会委員名簿でございます。

資料2が、幹事名簿でございます。

資料3は、前回も用意させていただきましたけれども、沖縄振興計画の案でございます。

資料4が産業高度化地域、資料5が金融業務特別地区についてでございます。以上でございます。

それでは、本日所用のため御欠席をされている委員は翁長委員、呉屋委員、伊波委員、金城委員、残間委員、尚委員、仲井真委員でございます。

それでは清成会長、よろしくお願いいたします。

清成会長 それでは、定刻になっておりますので審議会に入りたいと思います。

本日は、委員の皆様方には大変御多忙中のところ御出席いただきまして大変ありがとうございます。

また、本日は尾身沖縄及び北方対策担当大臣、熊代内閣府副大臣、嘉数内閣府大臣政務官にも御出席いただいております。大変ありがとうございます。

まず、尾身大臣からごあいさつを賜りたいと思います。

尾身大臣 本日は大変お忙しいところ、委員の皆様におかれましては御出席をいただきましてありがとうございます。

前回の6月3日に、稲嶺知事の方から沖縄振興計画についての原案が出されたわけですが、これからこの委員会における審議もいただきながら、7月上旬にこれを政府として正式に決定をさせていただきたいということでございます。この産業高度化地域の指定、あるいは金融特区の指定につきましても、知事の方からも御提言をいただいているわけございまして、これも早急にお決めいただくということに手はずを整えている次第でございます。これからの10年間にわたる方向づけをする大事な振興計画でございますので、皆様の御意見をいただきながらいいものにしていきたいというふうに考えている次第ございまして、大変過密なスケジュールの中でお願いをしているわけですが、どうぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。心からお礼を申し上げてごあいさつにさせていただきます。ありがとうございます。

清成会長 どうもありがとうございました。

沖縄振興計画の案につきまして今日は御審議いただくわけですが、その前にこの地域指定の関係につきまして事務局から御報告いただきたいと思います。産業高度化地域につきましては、去る6月4日に金融業務特別地区については、本日知事から主務大臣に対し、申請が提出されたということでございます。この2つの地区の指定につき

まして前回の審議会で申し上げましたとおり、総合部会におきまして審議をしていただく。そして、その上で次回の審議会におきまして総合部会から御報告をいただき、審議をするというふうになっております。本日は、事務局から申請の内容につきましてまず説明をしていただきたいと思います。

安達政策統括官 それでは、資料の4と5を御覧いただきたいと思います。まず「産業高度化地域について」でございます。この産業高度化地域につきましては、今回の新法におきまして新しい地域、地区制度が3つ創設されました。1つがこの産業高度化地域、そして他の2つは今日お諮りする金融特区、そしてもう一つが情報特区でございます。情報特区の方は、法律上各分野別の計画としての情報産業振興計画の中で定めるということになっておりますので、現在御審議いただいております全体計画が決定された後、また審議会に分野別計画をお諮りして、そこで審議をいただくということになります。この金融業務特別地区と産業高度化地域については、そういう計画の中で位置づけるということではなくて個別、単独で申請と指定という仕組みになっております。そういったことで、私どもとしてはこの沖縄全体の計画と同時にできれば指定したいというふうに考えているわけでございます。

産業高度化地域でございますけれども、旧法にございました工業等開発地区を発展させる形で導入したものでございます。今日、沖縄の製造業等につきましては、その消費者ニーズの多様化とか、あるいはグローバル化、IT化等々、いろいろな課題を当然ながら抱えているわけでございます。これまでは製造業及びそれに関連する物流産業ということでとらえまして振興を図ってきたわけでございますけれども、今回の高度化地域はこの製造業等を更に高度化するための対事業所支援サービス業といいますか、例えばデザイン業でありますとか、経営コンサルタント業でございますとか、そういったものもこの振興支援の対象に加えて、より幅広い形で地域の産業興しといいますか、振興を進めていただくということで拡大発展させたわけでございます。この地域内に立地設備投資を行う企業につきましては、投資税額控除、機械等については15%でございますが、あるいは地方税の関係、地方交付税による減少補填措置等の措置を講じているわけでございます。

先ほど清成会長からございましたように、6月4日に知事から申請をいただいております。そして、この資料4にございますように、この指定要件といたしましては、1つは人材の確保の関係でございまして、所要の人材育成機関等が存在するということが1つございます。もう一つは、一定数の企業の集積があるということが要件でございました。更に少し正確に申し上げますと、産業高度化地域制度は業種が2つに分かれておまして合わせて振興を図るものでございますけれども、1つは先ほど申しましたようなデザイン業等の業種。それからもう一つはこれまでも振興してまいりました製造業及びこの物流関連産業ということでございました。その後者の方についての要件が、下の方に書いてあるようなものでございます。労働力の確保、用地の確保、水の確保、あるいは輸送施設の整備、こういったところが要件になっております。

こういった要件のもとで次ページでございますけれども、県の方で御検討をいただきまして、下のところでございますが、大きく南部地域と中北部地域、2つの地域、合計15市町村の指定の申請が挙がってきているわけでございます。そして、この南部地域につきましてはデザイン業等、いわゆる産業高度化事業と呼んでおりますけれども、その集積地域として那覇市及び浦添市、また製造業等の集積地域として宜野湾市ほかが挙がっております。

また、中北部地域につきましては、産業高度化事業の集積地として沖縄市、名護市、具志川市、そして製造業等の集積地としてここに重複もございまして、沖縄市以下が掲げられてございます。

今回もう一つコメントさせていただきますと、佐敷町が従来工業等開発地区に入っておりますけれども、関係自治体とも相談いたしましたが、今まで全く利用の実績がなかったということ、そして今後も制度活用の見込みがないということで、今回は佐敷町は指定から外れているわけでございます。

そして、工業等開発地区の指定と新たに加わった地域といたしましては那覇市及び浦添、そして与那城町が加わっているということでございます。

続きまして、いわゆる金融特区についてでございます。資料5でございます。この指定の要件といたしまして、ちなみに法律においては1の地域ということに限定されているわけでございます。指定要件として、労働力の確保が容易であること、高度な産業通信基盤が整備されていること、金融業務の事業の用に供する用地の確保が容易であること、金融業務の集積を促進することが沖縄県の均衡ある発展に資すると認められること、こういう要件が書かれているわけでございますが、本日先ほど知事から申請をいただきました地区といたしまして名護市全域ということでございます。要件の充足ということで、細かい説明は省略させていただきますけれども、労働力の確保につきましても所要の大学の存在、また16年には国立高専の開校というようなことが予定されております。

それから情報通信基盤でございますけれども、これにつきましても相当の集積、整備が図られているわけでございます。

それから、名護市を一つの拠点といたしまして、沖縄県が最近において対応しておりますが、東京と沖縄を結ぶ光ファイバー回線でございますけれども、これを県が買い上げまして進出企業に対して、そのラストワンマイルについては経費がかかりますけれども、この分については無料で開放するという施策が講じられているわけでございます。これは那覇にとどまりませんし、名護までそれが拠点として確保されているわけでございます。

それからその次のページでございますけれども、土地の確保でございます。これにつきましても、相当の私有地等もございまして、一定の開発が十分可能であるということでございます。

県の均衡ある発展ということにつきましては、北部地域につきましては別途、基本方針等も定められているわけでございますけれども、北部地域の中核都市としての名護におい

て、この金融業務の地区を指定するということが、沖縄県全体として1つの二眼レフ的なバランスのとれた開発ということが、この金融特区制度の指定ということで大いに力があるだろうということでございます。

簡単でございますけれども、以上、御説明させていただきました。ありがとうございます。

清成会長 ただいま、産業高度化地域と金融業務特別地区につきまして事務局からの説明があったわけでございますけれども、御質問等ございましたらどうぞ。何かございませんでしょうか。

特にございませんようですので、それでは今後総合部会での御審議をよろしくお願いいたします。

それでは、早速時間の許す限り、沖縄振興計画の案について御審議をちょうだいしたいと思います。沖縄振興計画決定までのこの調査審議の進め方につきましては、前回の審議会におきまして早い機会に本審議会を開催し、計画の案についての意見交換を行うとともに、審議会での議論を含めて総合部会において意見の取りまとめを行うということで皆様の御賛同をちょうだいしたところでございます。これを受けて本日審議をしていただくということになっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、この案につきましてどなたからでも結構でございますので、御自由に御意見をちょうだいしたいと思います。どうぞ。

宮城委員 町村会の宮城です。県の計画案に関しましては、私ども町村会としてもそれぞれ意見を述べる機会があり、また審議会としても私も加入しておりましたのでその機会があったわけでありますが、1点だけ、9ページの「基本的姿勢」を受けまして16ページの一冊下の欄の、「沖縄における不発弾処理や旧軍飛行場用地など戦後処理等の諸問題に引き続き取り組む」という項目があります。この件に関しましては、沖縄県の審議の中では審議する時間というか、機会がなかったものですから、私も意見書を出すという程度にとどめてありましたので、この機会に一言お願いしたいと思います。

特に、この問題につきましては県議会でも議会がある度に県会議員の方々が知事に問題を提起するし、今回は意見書として3月にまとめております。更に、国会においても衆議院が3月20日、そして参議院においては3月29日、それぞれ附帯決議という形でなされております。当然のことながら、沖縄県の各市町村においては意見書の形で52市町村が議決をするという、戦後処理問題としては極めて関心の高い問題として処理されてきております。

特に、衆議院の中では、地元からの強い要請のある戦後処理等の諸問題について改善を検討するということが3月20日に附帯決議されておりますが、参議院におきましては3月29日に沖縄における不発弾処理や旧軍飛行場用地など、地元から強い要望のある戦後処理等の諸問題について引き続き検討すること、という形で具体的に例示されております。

この問題につきましては、もう既にここにおいでの方々は十分御存じだと思いますが、

やはりこういう審議会でありますので1つだけ整理しておきたいと思います。この問題の概要は、旧日本軍が第二次世界大戦中、飛行場、砲台、兵舎等の用地として使用するため、県民の民有地を接收して、その後はいろいろな経過がありまして国有地、いわゆる国有財産として取り扱われて現在に至っております。しかしながら、接收手続の過程において、戦時中という特異な状況にありまして地権者側といいますが、地主側にとりましては納得できないということで今日にいたっております。

その理由が、これまでの主張の概要でありますけれども、この土地問題は第1番目に強制接收であって正式の売買手続が行われていない。

2点目が、仮に売買手続があったという国の主張があるにしても売買代金、保証代金が支払われていない。あるいは、一部取った人もいるけれども、全体として支払われていないという主張であります。そして、一部の地域においては、戦争が終わったらこの問題は返還しますという軍人からの口約束があったということでこれが根強く残っている。しかしながら、国についてはまた後ほど述べる機会がありますが、問題は別だと。

4番目に、終戦後、一部飛行場については返還されたけれども、一部米国が使っているという地域、特に米国民政府の都合というか、軍事基地として使っている地域については所有権の認定作業の過程においてこれを排除するということで認められていないということでもあります。そのことで、これはもう繰り返し繰り返し同じ問題が出ているわけですが、昨年9月においても旧軍飛行場用地問題解決促進協議会ということで読谷村、嘉手納町、那覇市等々でその権利関係者の皆様が主張をいたして、その解決を求めるという事態になっております。県会議員の皆さんを中心にしたシンポジウム等もしばしば開かれて、この問題についての取り組みを皆さん改めてこれから進めていこうという決意もなされている。私はたまたま嘉手納に住んでいるものですが、私は直接は関係者ではありませんけれども、実態は十分承知しているつもりでありまして、嘉手納基地に関しましては、実は土地所有権訴訟を提起して、平成7年4月25日最高裁において旧地主側が敗訴するという事態に至っております。この件につきましては、地元の皆さんは全く納得しておりません。平成7年という時期もさることながら、沖縄問題はかなり国として扱われ方が軽かった時代の判決がありました。訴訟は昭和52年に提起されまして、第1審は60年に判決があって原告、訴えた方、地主側が敗訴しております。しかしながら、これを直ちに控訴いたしまして、福岡高裁では和解勧告を提示いたしているわけです。

勧告の内容をかいつまんで申し上げますと、1つは国はこの係争地の所有権が控訴人らにあることを認める。これは勧告文の中にいろいろありますが、国が正当に取得したものであることは認めるのが難しいということで、所有権は控訴人らに返しなさい。しかしながら、この控訴人らは昭和63年にまで至っておりますので、和解成立時までの賃料相当損害金と請求権は放棄しなさい。しかしながら、国のために賃借権を設定し、占有の回復はしない。占有は国にさせるということで和解勧告をしたわけでありまして、

そこで、地主側は和解勧告に従う、結構ですということでやむを得ずこれについては認

めようということで勧告を受け入れる姿勢を取ったわけです。しかしながら、国の方としてはこの和解勧告は認められないという立場からこれを拒否し、上告いたしました。

ここで問題が起こったわけでありますが、私どもとして当然裁判権の問題でありますからとやかく言われる筋はなかったのかもしれませんが、裁判官の差し替えですね。これは人事異動と言えば人事異動かも知れませんが、和解勧告をした裁判官を急遽代えてしまって法務省の訟務官、訴訟検事を経験した人を裁判官に据えてこの判決を下すという決着があったわけです。当時はその経歴を知らない地権者の方々は、国の裁判に対して十分信頼をしていた。ところが、法務省の訴訟訟務官ですから、これは明らかに国の側に立った人でありまして、この訴訟の経過からするならば被告人の息子を裁判官に仕立てて判決をするという格好になってしまっているわけです。原告から見ると理不尽だという形の心情がありまして、ますます納得できないということが事の経過にありまして今日までくすぶっております。

しかしながら、地権者、権利関係者の方々も多くは亡くなってしまいました。その控訴棄却という判決を受けたときにお年寄りの方々が何と言ったか。国は我々をうそつきだと言っているのかというかなり感情的な訴えがあって、納得できないという思いでいたわけですが、この方々もあれから随分お亡くなりになりました。そして、その訴訟の前において代表人になった方も今年4月にお亡くなりになってしまって、この件に関しては次第次第に当事者がいなくなり、あとは子孫がこういうものを受け継いで次から次へとくりかえし訴えます。こういう状況の中では、私は国に対する沖縄県民の信頼というか、むしろ恨みの感情がそういう人々にはかなりずっとくすぶっていると思います。

確かに再審請求ができないとするならば訴訟問題はさておいても、これからの解決の道、どうすればいいのかということをやはり考えていかなければならないだろうと思います。その意味で、これはどうするのかという方法も考えていかなければなりませんから、最終的には国が何らかの具体的な措置をとっていただきたいということではありますが、私としてまとめたものは接收当時の沖縄の社会情勢から見て、仮に国が主張するような売買契約が締結されたとしても、それは戦時下における特殊な情勢に基づくもので、任意に通常の経済取引として行われたものとは考えられない。これが1点です。

2点目に、補償について債権や郵便貯金等をさせられ、ほとんど現金で受け取っておりません。終戦後も米軍の統治下にあったために現金化することができないということでもあります。

3番目に、終戦後の政府による所有権確定確認認定作業は地主の所有権が回復された旧西原村の事例、旧浦添村の事例、旧那覇市の首里の事例等々から考えて、この地域においては所有権が返還されているわけです。そういうものと比較して、米軍側が当時どう判断したかによってその土地の所有権が帰属したといういきさつがあるだけに、私はかなりその面から見ても不公平だということ等から、今回事例は異なります。なぜならば、昭和16年から17年で接收されたところと、昭和18年から19年の間に接收された地域、そして10月

10日の空襲前後のいきさつで急にその村長に命じて支払いがどうのこうのとあった、いろいろな状況があります。事例はいろいろありますけれども、そこについては裁判は裁判として既に資料も出ております。また、前回3月の3日、4日でしたか、白保衆議院議員が質問されている過程においても、政府委員の答弁の中で、国の調査資料が公表を前提にした調査ではないから公表できないなどという発言等もあるだけに、私は調査をすればもっともこの問題はしっかり出てくるのではないかと。したがって、国の立場でもない、あるいは原告の立場でもない、第三者的な人々が裁判官の出された資料等も含めてもう一遍チェックしてみて、この問題がこれから以降ずっと後に引かないような、是非今回の審議をお願いしたい。

これを出さないと、稲嶺知事はしょっちゅうこの問題に対応しなければならない。これからも出てくると思いますので、是非今回は国の施策としてこの問題を取り上げていただくをお願いしたいと思います。ありがとうございました。

清成会長 どうもありがとうございました。今、戦後処理等の問題につきまして大変重要な論点の御指摘があったというように承っております。今日のところは御意見を拝聴するということにとどめておきたいと思いますが、そのほかございませんでしょうか。

大城委員、早速で恐縮なのですが、今この県の振興計画案につきまして御意見をちょうだいしているところでございますけれども、もし何かございましたらどうぞ。

大城委員 遅刻をいたしまして、どうも申し訳ありませんでした。都合のつかない大学の講義で遅刻をいたしました。

全体の状況が把握できていないのですけれども、いろいろな注文が県議会から出されて、県の方で一応の対応をして今回の計画案が出されていると承知をしております。いろいろ注文はありますけれども、振興新法に基づいてこの計画案が策定されますので、計画で扱える範囲がおのずから限定をされると承知をしているわけでございます。基地については、沖縄の特殊事情にかんがみてその法律を制定するとうたわれていて、その特殊事情の一番大きな理由は米軍基地が存続をしているということだと思っております。その意味では、沖縄の基地と振興策は密接にリンクはしているが、所管省庁は異なり、安保と振興等は別々に決定されることに制度上はなっていると思います。

米軍基地の問題というのは安全保障の問題でありますし、日米安保との関係もございまずので、沖縄振興開発計画とはまた時限を異にしているわけです。米軍基地問題については別途わが国の安保政策に基づいて整理縮小を含めて行うべきだというふうに思っております。

ただし、沖縄振興マスタープランについてはこの審議会が設けられて県民の意見を反映するような仕組みになっておりますけれども、米軍基地については今のところは政策協議会という場が設けられて、県知事にも発言の機会が与えられて、以前より地元の意見を反映させる仕組みになっている。やはり米軍基地問題は国の安全保障に絡んで大変難しい問題です。専用施設の75%も沖縄にあるという現実と、戦後57年間そういった状態が続いて

いるという事実からいたしますと、やはり県の立場から発言をする機会というのがどこかで欲しい。沖縄政策協議会という場も設けられましたけれども、日米の基地協議についても知事の発言の場が設けられないか個人的には思っております。この振興計画では基地の整理縮小をうたうには限界がありますので、先ほど申し上げたとおりでございます。以上でございます。

清成会長 どうもありがとうございます。どうぞほかに御意見ございますでしょうか。

我那覇委員 私、議長になってまだ日が浅いものですから、こういうふうなお話というのはまだ今日で2回目であります。そういう意味合いから、少し勉強不足で皆さんに御迷惑をかけるかと思えますけれども、私は沖縄県11市議長会の会長をしております8か月になっております。ひとつ今後ともよろしく願います。

この沖縄振興計画案を勉強させてもらっておりますが、私はこの案というのは政府におかれては大分サービスしていただいたなど、このように理解をしております。税制問題でもそうだし、特区を設けて沖縄県にもっとしっかりしなさい、自立しなさいという心が、私は中にはあるなと思えます。

そうだとすると、経済的に考えますと、この委員会が済みましてゴーのサインが出ますとすぐに今、行動に持っていけるものと、また20年後、30年後でなければどうにもならない問題がこの中には入っているような感じがしてならないんです。特に軍用地跡地をインフラ整備しまして、その後に事業家に入っていただいて、そのお力をお借りをして県の雇用問題などを前進させていくというふうになっているようですが、企業というのは入る側にイニシアチブがあるものでありまして、どうぞ入ってくださいと言っても入ってこなければどうにもならないわけでありまして。

現在、箱物が沖縄県は大分空いております。そしてまた、埋立てをしたところも大分空いています。だが、そんなにまで皆さんが欲しがって入っている状況ではないんです。ですから、20年後、30年後にどうなるかはわからない。そういうものを考えた場合、20年後、30年後に企業が入りやすいような状況をつくっていくという作業を今スタートさせる必要があるのではないかと私は思うんです。

それはどういうことかといいますと、沖縄県の場合は日本本土と違まして軍用地というのは民間有地がほとんどなんです。ですから、民間有地をそのままにしておいて幾らインフラ整備をしても、なかなか入ってくる方々にサービスすることは、ここにうたわれている税制とか、いろいろな制度の問題はあろうかと思いますが、それでも大分救われるんですが、しかし今、私がやりたいなと思っていることがあります。それは何かといいますと、軍用地を開放できるようなところにはなるべく公共用地を増やす作業を今のうちにやっておかなければいかぬのではないかと私は思うんです。そうしておけば、事業に入りたい人に対してある程度の買上げ料といいましょうか、自分の会社をつくる土地を賃貸するための賃貸料といいましょうか、そういうものに今のうちに作業をしておけばある程度事業者に対してサービスを提供することができるのではないかと思います。そういうことで、今

のうちにやるべきことと、将来20年後、30年後にやることと振るい分けて作業に入るべきではないかと実は思っております。

それと、もう一つお話を聞いてもらいたいんですが、沖縄には昔の言葉があるんです。これは何かといいますと、アチャーヌトウアチネー、明日の唐、中国ですね。中国との貿易があったものですから。明日の希望に満ちた一攫千金できるような事業よりも、今日のヌカチアチネー、米ぬかの話ですが、チュウヌカアチネールデーチロウ、大事ですよという先人の言葉が残っています。

そういたしますとチュウヌカチネー、今日のヌカアチネーがどういうことか。軍用地を県内でたらい回しすると、そこで今日のヌカアチネーは何かというと私はこう思うんです。確かに国有地は増えます。今のような状況でいきますと、沖縄県内に国有地は増えていきます。そして、軍施設から出るところのマイナスの部分も沖縄県に施設があるんですからそのまま残ります。

しかし、完全に将来なくなるものがあるんです。これは何かというと、今、普天間飛行場と那覇軍港を移転しようとしているわけでありますから、この分の軍用地料を返還していきますと将来は国有地になりますので、現在70億円近くの軍用地料が入っていますが、これが将来はなくなります。それが私は非常に気になるんです。できるのでしたら、お互いに話し合まして国と県と協力して沖縄県有地にしてもらえば、時代の変遷によっては沖縄県の裁量でもってこれをみんなのコンセンサスを得て使う方法があるのではないかと。しかし、国有地になりますと国の御意見を聞いてからしかできないような状況をつくります。この辺のところも是非、御配慮していただきますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

清成会長 どうもありがとうございました。ほかに御意見がございましたらどうぞ。

では、森本委員どうぞ。

森本委員 困難な沖縄の開発に向けて、今回の振興計画案では幾つかの産業に重点を置く。そして、それをバネに全体の発展を図ろうという構想になっております。特に私が関心のかねてから持って何度も発言をさせていただいているのが情報特区構想でございます。今回の計画の中にも具体的に相当書かれておるので大いに期待をいたすのでありますが、かねがね我が国の近隣諸国でもこの特区を同じ発想で取り組んでいるわけでありますが、これら特区に共通して言えることは4点ばかり挙げられると私は見ております。

1つは、思い切った税制優遇であります。中国を始め、台湾その他世界の諸国でもこの発想で所得税を最長10年無税にする。そこまでして誘致を図らないと、なかなか企業立地あるいは企業集積は非常に難しい。この点、今回金融特区の構想を伺いますればこの情報特区も同様に税制優遇は三十数%ではちょっと力は弱いのだらうと思うのでありますが、それはともかく現時点では致しかたないとしても、何とか企業税制のほかに固定資産税とか、さまざまな税がついて回るわけでありますが、そこら辺もひとつ国ばかりではなくて自治体も相当思い切った優遇をしないと、先ほどもお話がありますように頼んでも簡単に

はきてくれない状況がありますだけに、この誘因措置の最大眼目たる税制優遇を本格的にひとつ是非強化していただきたい。

2点目は、人材の供給体制が十分確保されているということであります。特区を選定するに当たり、しっかりした大学があるか否かを重点に考え、大学の周辺部を企業立地選定の観点に立てている。大学とか、あるいは日本で言う高等専門学校、技能者でございますが、こうしたものを中心にむしろその周辺部に、学問の周辺に企業があると言っても差し支えない構造になっております。北京の清華大学、台南の成功大学等も皆そうなのであります。さっき金融特区の方を見ますと労働力と書いてありますが、大事な人材を労働力という視点でいいのかなと思います。特に大学あるいは高等学校、専門学校の人材教育も必要なんです、やはりこの特区はそういう意味ですぐ間に合うということが大事でございますので、現在ある各種の教育施設のカリキュラムであるとか、あるいは民間との交流でありますとか、今まで欠けている企業の求める即応力という点をこの人材の強化に是非この際、含めて対応していただきたい。

3点目に、共通して言えるのはインフラの整備でありまして、この地区の工場用地であるとか、建物の整備であるとか、通信インフラであるとかは、いわば必須条件という格好になっております。

4点目に欠かせないのは、そして今回の計画案にちょっと欠けているのではないかとと思われるのは、企業を誘致し、集積を推進していく体制の問題であります。いわばこの特区を運営していくセンターでありまして、ここに進出する企業に対するサービスセンター、こういう点が非常に重要でありまして、スコットランドというのは英国の中でもちょうど日本で言えば北海道みたいに石炭と造船だけだったのが、ペしゃんこになって何とかしたいということで今ITを中心に非常に世界的に活発な形で誘致をいたしておりますが、ここにはスコットランド企業誘致公社というのをつくって、ここのトップは民間人を引っ張ってきまして、具体的経営目標を立てて新規雇用がどれくらいできた。その他、指標、メルクマールを立てて推進をしていく。

そこで進出した企業についてはワンストップショッピングといいますが、御用聞きをする。例えば、進出したけれどもちゃんと電話はうまくいっていますかとか、電力に問題はありませんかとか、さまざまなサービスをして、進出した企業が日本であれ自国であれ非常に居心地がいいというか、余り無駄な努力をしないで済む。多くの新規進出企業が提出する書類というのは山ほどあるわけですが、これを一括してサービスをしてくれる。こういうサービスセンターというものをやはり是非運営の際には必要だろうと思います。いずれにしても文章に書いただけでは特区は動かない。金融特区の方も果たして記載されたに合致しているというだけでうまくいくのかなと思います。相当これはオペレーションの問題が大きいぞという点を特に今後の計画立案に際しては視点に入れながら議論を願えれば幸いと考える次第であります。以上であります。

清成会長 どうもありがとうございました。企業という視点から立石委員、何かござい

ませんか。

立石委員 今、森本委員がおっしゃったことと私も全く同感なんですけれども、2つ質問がございました。

1つは、私自身、沖縄懇談会が96年にできたもの、それからその後の沖縄米軍基地市町村に関する懇談会提言の有識者懇談会に出ました。それから、沖縄振興開発審議会ですね。このときにほとんどの組長というより、地域をメンバーで回って、御用聞きじゃないですけども、何が不足しているのか、何が欲しいんだということをお聞きして、相当数が出て、それが実際にこの懇談会を政府としてやっておられるんですが、実際にそれが本当にうまくいっているのかどうか。出てきたものに対しての結論というより、ゴーは出しているんですけども、その後のフォローが私どもはさっぱりわからない。これはむしろ政府の方々に対して言いたいことが1つです。

それから、やはりずっと回って一番問題であるというのは、もちろん自立ということもものすごく大切だと思いますが、日本自身が今、抱えている問題と全く同じ問題を沖縄はより以上大きな課題として考えていかないとだめなんじゃないかと思うんです。日本に入ってくる海外からのいわゆる直接投資がEUは2000年で72兆、アメリカが36兆、日本が1兆3,000億です。それで、結局魅力のない日本という、これはインフラが高い、スピードが遅い、手続きが大変だ、エネルギーも高い云々ということで外国から見てもなかなか入り込めないところがある。それに、更に沖縄というハンディを負ったところに海外も含めて企業を誘致するというためには、よほどの魅力をつくってあげる必要があると思うんです。

先ほど、10年ばかり税金も免除する、あるいは減らすというような話もありましたけれども、国によってはまさにそれを一つのにして、本当に国を挙げて押しつけてきて誘致をしている。アメリカの場合はそれぞれ今31州が州の事務所を日本に置いて、彼らは競争をしているんです。その競争の武器として使っているのが、例えば工場を呼ぶときには道路を自分たちの費用で全部見るとか、それからリクルートで人を採用する場合には自分たちが変わってスペックを教えてもらったらそのスペックに合った人間を採用する。採用して、しかも教育していくといういろいろなそれこそ国を、あるいは市を挙げてそれぞれの国がやっている世界の中で、やはり大きな政府の後押しの下に何かそういうことをやってあげないと今、特区をつくったから云々ということだけで企業がくるというふうには私は思わない。

それから、世界一立派な大学院をつくるというのは決して悪いことではないと思うんですが、やはりもう少し考え方を変えて、アメリカで言うコミュニティカレッジ的なものをできるだけ多くやって、そこで教育する。何も教育といっても学問だけではなくて、それこそ公共サービスをどうすればいいかということまでコミュニティカレッジは教えているわけですから、そういうことで企業のいわゆる教育を請け負うとか、そういうことを私は是非やってほしい。やっていくべきじゃないかと思っています。

私はちょうど沖縄懇のときに、何とか製造業としても沖縄に出ることを考えようじゃないかということでプロジェクトをつくって、実際にフィージビリティスタディも全部やらせました。それで、結果はやはり物流が高い。それから、人材がなかなかいないということも引くくめて、残念ながら断念せざるを得なかったんですけども、魅力づくりというものをできるだけつくっていくということが必要じゃないかと私は思います。せっかく苦労なさっておられるわけですから、全組長さんのところを回っても本当に気の毒という感じ以外、私の印象としてはなかったんですけども、せっかくここまでこういう新法をつくってやる以上は、国を挙げて協力して何とか育っていくべきじゃないかというふうに私は思います。

清成会長 ありがとうございます。仲吉委員、地元の銀行という立場から先ほどからのいろいろ誘致についての御意見がございましたけれども、いかがでしょうか。

仲吉委員 森本委員や立石委員がおっしゃったようなことは、私どももベースとして考えるべきだと思っております。私ども地場でやれること、この特区の今の枠組みの中でやれるのは金融の資金運用業務と管理、それからバックオフィス、そのくらいしかないわけです。

あとは、ずっと今キャプティブというのをお願いしておりますけれども、これは法律をたくさん入れなきゃいけないということがあって、なかなかできにくいという状況にあるわけでありまして。そういう中で、我々地場としてでは何ができるかということ、やはり我々が今やっている業務の延長線上の部分を取り分けて、そこに法人を設置、設立してやるか、そして積極的にこういう国際的な金融業務をやっている方々にもっとアトラクティブなインセンティブを付けないと、なかなか誘致するのは難しいと考えております。したがって今、できるだけ手取り早くその起爆剤になるには今、皆さんがおっしゃるような思い切った税の優遇措置を一番に考えていただくということと、それからもう一度キャプティブについて業法をもう少し御考慮いただいてやっていただければ、これが一つの大きな誘因になるだろうと私どもは考えております。

清成会長 ありがとうございます。大城委員、何かございますか。

大城委員 先ほどは枠組みの話をしたんですが、振興新法に基づくこの振興計画については、全体としては先ほどからお話があるようにかなり政府の方にも努力していただいて、新しい金融特区であるとか、あるいは情報特区をつくっていただいた。今後、これらの特区が成功するかどうかというのは周辺諸国との競争もありますので、したたかに活用することに専念することです。今回盛り込まれた振興策の中で私は2点に注目をしているわけです。

1つは観光・リゾートについてです。これは沖縄経済振興21世紀プランの中で既に位置付けられているわけですが、観光をリーディングセクターとしてそのほかの産業を観光に連結させて振興を図っていくという考え方でありまして。観光については全国的な競争力もあると思いますし、国際的な競争力も少してこ入れをすればもつだろうと期待でき

ます。さまざまな優遇措置がなされており、3次振計の後半に沖振法を改正をして、新たに特別自由貿易地域と観光振興地域の指定、それから情報通信産業振興地域の指定をしていただきました。観光については今回もこれは国民保養の場として位置付けられていますし、アメリカのフロリダ的な役割を沖縄が果たして、基地以外の産業面で全国的役割分業を果せる沖縄の位置付けを得たと思っているわけです。

御承知のように前からクレームが出ておりますのは、せっかくの観光振興地域の指定ですけれども、指定地域が非常に限定をされているということと、優遇措置の適用対象施設が非常に狭いということで問題になっているわけです。特に宿泊施設について外しているとか、あるいは小売施設についてはかなり大規模なものでないとその優遇措置が受けられない仕組みになっているとかということが非常に問題なんですね。

もし沖縄を国民保養の場として位置付けるのであれば、沖縄全域がこの観光振興地域に指定されてもおかしくないと思っていますし、優遇措置として現在、指定されている既存の観光地だけではなくてやはり可能性のあるところをもっと広げていく、適用対象地域の拡大が必要だ。それで、国民全体への公平な税制といったものとの兼合いがあるとは思いますが。しかし、沖縄が先ほど申し上げた特殊事情に考慮して振興開発計画を策定をすることですから、国民保養の場となるよう一定期間支援する仕組みをつくっていただきたいと思っています。個別の観光振興計画は担当大臣の同意で策定されることになっておりますので、次第にそういう方向に向けてやっていただければと思っています。

第2点は、先ほどコミュニティカレッジの話も出ましたが、大学院大学ですが、このプロジェクトに我々は非常に希望を抱いております。コミュニティカレッジについては我々も随分議論をし、名護にできている名桜大学はその一つの成果でございます。名護市の政権交代があり、その中身はかなり変化しましたが、最初に我々が構想したのはコミュニティカレッジでした。地元の素材を使った、あるいは地元の社会的な事情に合わせたコミュニティカレッジ構想でありました。いずれにしても、北部圏に大学ができて、北部の振興が人材の面でかなり貢献することができるようになっております。

大学院大学は、これも構想としてはアジアの人材育成を視野に入れた学園都市構想として、90年代の初めからありました。本当に行政で取り上げてもらえるとはほとんど期待していなかったわけですが、大学院大学、しかも世界一流の、あるいは世界最高レベルの大学院大学というのはコミュニティカレッジと対角線上にあると思いますが、沖縄に自信を持たせる、アジア・太平洋地域において一定の役割を果たさせる自負を与えてくれる大学院大学と思います。

稲嶺知事が提唱しているアジア・太平洋研究交流センターはどちらかというと文系、社会科学系に近い研究交流センターですけれども、いわゆる沖縄のソフトパワーをつくる一つの大きな要素だというふうに思っております。

琉球大学で3月にアジア・太平洋島嶼研究センターを学内措置で設立いたしました。これは、2000年4月に森総理大臣が宮崎での太平洋島サミットで、琉球大学を南太平洋との

関連で知的拠点にしたいという太平洋フロンティア外交という新しいドクトリンを発表して、その中で位置付けられたものでございます。琉球大学はそれを受けて、太平洋諸国との間で学長サミットを去年まで2回やりました。我々も今までこうした構想を発酵させてきましたので、それを太平洋島嶼研究センターという形をつくりました。まだ文部省の省令にはなっていません。去年も今年も概算要求の説明はしていますけれども、まだ認められていません。しかし、是非それも大学院大学の知的クラスターの一つに加えたいというふうに思っています。そうなれば、沖縄の位置付けが軍事基地だけではなくて、非軍事面での沖縄の位置付けもできてくるのではないかと期待しているわけでございます。

そういう意味で、今回の振興計画は、沖縄の21世紀の最初の10年の新しい全国的な位置付け、あるいはアジア・太平洋における位置付けをした計画だと思って、今後その中身づくりに非常に期待をしているものでございます。

清成座長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

伊良皆委員 沖縄県議会の伊良皆高吉でございます。

今回の振興計画につきましては本当に政府に対して感謝を申し上げますとともに、大変大きく期待をしているものです。1点に絞って申しますと、日本においても国土の有効的利用ということが非常に大事な点だと思います。そういった意味で、沖縄をどういった形で生かしていくかということは、ひとつ沖縄だけではなくて日本全体のために大きくプラスになるものだと思っております。今、沖縄に置かれている位置というのは地理的条件やいろいろな面から言っても、本土でやるよりは沖縄でやった方が特に効果もいいし、優れているというものがたくさん盛られたものがこの計画である以上、それが是非実のあるものになるようにあらゆる面から、これはまたある程度動かしながら、運営しながら、運用しながらいろいろな問題点が発生してくると思うんですけれども、やはり効果を大ならしめるためにいろいろな面での施策を次々に足していくといいでしょうか、そういうふうなことを含めて是非この中に盛られたものの実現に御配慮いただきたい、お力を貸していただきたいと希望いたします。以上です。

清成会長 ほかにございませんでしょうか。いかがでしょうか。

多少整理をしてみますと、やはり1つは優遇措置をもう少し深めたらどうかというお話と、それからこういう措置があってそれをフォローする仕組みが大事で、これもソフト面とハード面というお話だったように思います。それから、特にソフト面ではサービスセンターというお話もございました。

それから、魅力ある地域ということになりますと人材をどうそろえるかという話がございました。ITに限定してみても、専門学校レベルあるいはコミュニティカレッジレベル、大学の学部レベル、大学院でもマスターレベルですね。それから、世界に通用するようなドクターコースのレベル、といろいろなレベルが実は必要なわけですが、割合裾野のところまで希薄だったような感じがするんです。そういう意味ではコミュニティカレッジでありますとか、高専というのも大事ではないかという感じを持ったわけであり

ます。

それから、先ほどの森本委員の御指摘の運営サービスセンターという話、それから大城委員が知的クラスターという言葉をお使いになったわけですが、たしか前回配布された資料にも大学院大学を核とする知的クラスターという資料があったように記憶しております。それで、今年度から文部科学省が全国10か所、12地域で知的クラスターというのを指定してスタートしているんです。これは複数の大学をコアにする、言ってみれば知的クラスターというのは第2のシリコンバレーづくり、シリコンバレー日本版というふうに呼んでいるわけでありまして、大学の研究成果を増やすというのと、その企業化を図る。新産業創出という、これが目的であります。その際に非常に重視していますのが中核組織という、先ほどの森本委員の御指摘のような運営センターのような組織ですね。それからサービスセンターについては、運営する人とそれから組織が重要です。この知的クラスターもようやくスタートしたばかりでありますけれども、やはりこういったものが大学院大学でありますとか琉球大学、名桜大学等を含めてフォローする仕組みとして非常に重要じゃないかということをお話を伺っていて痛感した次第でございます。

大臣、何かございますでしょうか。

尾身大臣 女性お2人から御意見を伺いたいと思っています。

清成会長 それでは、赤嶺委員からどうぞ。

赤嶺委員 一生懸命勉強をして、我々の婦人会も会員が4万人おりますので、これは帰りましたら今日の状態を皆さんに伝えて、これから子どもを育てる立場としてこの裾野をどう広げて深めていくかということに努力していきたいと思っております。政府の御努力に対して感謝申し上げます。ありがとうございました。

清成会長 白石委員、どうぞ。

白石委員 既に森本委員と立石委員から貴重な御意見が出ていますけれども、私も金融業務特別地区の優遇措置の中で従業員が20名以上とか、特別土地保有税の非課税についてのインパクトが少し薄いのではないかという気がいたします。

いろいろベンチャーを始めとする起業段階の体制を見ましても、20というのはかなり大きな人員でございますし、もう少し少人数で始めて、例えば3人ぐらいで始めるところももう少し優遇できるような制度や、土地を保有しなくても賃貸という選択肢もございます。従業員数の大小や土地の保有の有無などあまりワクをはめずに、いろいろな企業にとっても優遇措置が振り向けられるような、そうした税制支援をお願いしたいと思います。

清成会長 どうもありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

立石委員 大臣に質問を差し上げたいと思います。

沖縄新大学院大学構想は、私も賛成です。ただ、ずっと今までの経過を読ませていただいて、アドバイザーの先生方は何かノーベル賞の先生方を集めておられる。日本側は別に、向こうからは産業界からはだれも入れていない。こういう先生方を集められた、いわゆる趣旨というんですか。もう少し実務として動けるような、それでいて優秀な先生方

を、むしろもう少し若手の先生方の意見をお聞きになるというんですか。

それから、実際に先生方は賛成だ、賛成だと書いていますけれども、それぞれのアドバイザーボードの先生方の議事録というんですか、それぞれの先生がどうおっしゃったかということ、私としてはできたら知りたいなというふうな思いがあります。

尾身大臣 実は、大学院大学の構想を今いろいろ進めているわけなんですけれども、の中でアドバイザー・コミッティの先生方は、特にアメリカの学問分野での最高レベルの方をお願いしております。ということは、逆にいうとかなりお年を召した方もありまして、なぜこういう人選にしたかということ、実はこういう人たち、いわゆるビッグネームに名前を出していただくことによって、実際の第一線で働いている方のトップクラスの人に大学院大学に入っていただくというときには、アメリカも大体ビッグネームの方が影響力があるだろう。つまり、大学院大学のクレディビリティが高まるだろうということを考えて、こういう方々をお願いをいたしました。

実際に大学院大学の中核に入ってやっていただく方はやはり現場でやっておられる第一線の方々を中核にする。我々は日本から行って特に外国の人を連れて来なければいけないわけですが、我々が来いと言ってもなかなか来ないだろう。そういう意味で、旗を高く掲げるという意味で、やはり学会の人が知っているような方を中核にしていくという考え方でございます。皆様に協力していただけるのは大変ありがたいと思っています。

それから、後でまた立石委員のところにはよく説明もさせていただきたいと思いますが、ビジネスサークルから人を大勢入れろという意見が実は向こうからも出ておりまして、それが大変大事だと思っております。特にこの大学院大学は国有民営というような形にしたいと考えておりまして、私立大学のような種類の法人組織をつくらなければならない。そのときに、やはり経済界の方々といろいろ相談をしながら、その御協力をいただきながら、産学連携も大学院大学の大きな柱ですから、実は今日もお話をお伺いしながら、立石委員のお顔も見ながら、是非これはお力をお借りしなきゃならないなと先ほどから考えていたところでございますが、そういう経済界の方々の御意見も伺いながら、いわゆるアカデミック・サークルだけではなしにビジネスの方の感覚も取り入れたものにしていきたいと実は考えております。

そういう意味では、日本の中でも私どもがいろいろ議論した中でももう少しビジネスの方の感覚を入れなければいけないというふうに非常に強く最近思っておりまして、そういう方向に一つの組織体をつくらなければいけない。そこを中核として進めていかなければいけないとも考えておりますので、またいろいろ御相談をさせていただきますが、是非お力をお借りしたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いします。

立石委員 失礼なことを質問しましてすみませんでした。

安達政策統括官 立石委員から、島田懇事業のフォローが不十分ではないかということ、これは十分フォローしているんですけれども、そこをきちんと御報告申し上げてまた御意見を伺うとかということ、私どもは本当に不十分でございまして、まとめて当時

の島田懇談会、そして有識者懇談会で御貢献いただいた委員の皆様にもまた御報告をさせていただきたいと思っておりますが、一言この場で報告させていただきますと、やはり島田懇談会事業は地域の若者に夢を、そして活性化、雇用ということで、いろいろとある意味で大変厳しい御意見をいただいてプロジェクトが出てまいりました。

かなり動き出してきているわけですが、これまで完成いたしましたものにつきましてはすべてと言っていいほど観光あるいはITといったところでの雇用創出につながっておりまして、今日宮城町長が来ておられますけれども、嘉手納町における2か所のIT関係のインキュベーション施設も満杯でございます。それから、名護のマルチメディア館を中心にいたしまして、数年前は東海岸地域は草原で何もございませんでしたけれども、今は宜野座も含めて今度の国立高専も加えますと一種のIT街道といっている1,000人規模の集積になろうとしているわけですが、数年前は全くの原っぱでございました。

そういった島田懇談会のいろいろな施設整備あるいは特に施設整備に加えてどういう事業をやっていくかというところでの御指導のお陰で、沖縄全体として過去実質4年間で約60社、4,000人を超える新規雇用を生んだということで、これも島田懇談会の事業が相当強力で役に立っておるわけですが、御報告とフォローが十分でないところをおわび申し上げたいと思います。

清成会長 ほかに御意見ございませんでしょうか。

儀間委員、何かございませんでしょうか。

儀間委員 余り難しいことはわかりませんが、第1次産業、特に農業という観点からお願いと御礼を申し上げたいと思います。

特にサトウキビ価格についてはいろいろと御面倒をいただいて、今年はかなりサトウキビの糖度が高く、農家も大変満足をして、また生産意欲も出ている状況であります。

それと、特に沖縄はずっとお願いも主張もしてまいりましたけれども、やはり離島を抱えている関係上、農業生産に関わる資材あるいは販売についてもかなりコストがかかるということで、買うものは高く、売るものは安いというような結果が現在の農業、特にここ数年1,000億円割れをしております。900億円も割れはしないかなという大変厳しい状況になっておりますので、是非去年試験的にしていただきました船舶とJR、コンテナのことを継続をしてコストが安くつくように、農家の喜ぶ顔が見られるような形で今後も沖縄の農業振興のためにひとつお願いをしたいと思っております。

私も3月に彼岸用の花を持ってきましたので、大田市場でそのコンテナで到着した花が果たして空で輸送したのと遜色があるのかどうか、実際に夜中の11時に行ってみましたが、それほど悪くないということで、コストが安く付くだけはかなり農家の歩留まりがいいということを確認しましたので、是非とも今後よろしくお願いをしたいという希望を述べておきます。

清成会長 ひとつわたり皆様の御意見を拝聴したところでございますけれども、何か最後

にございますでしょうか。

ございませんでしたら、時間も近付いておりますので、閉会に当たりまして熊代内閣府副大臣からごあいさつをいただきたいと思います。

熊代副大臣 本日は、第2回の沖縄振興審議会に御出席を賜りまして、本当にいろいろと貴重な御意見を賜りまして誠にありがとうございました。

清成会長からも御説明がございましたし、また大臣からもいろいろと御説明を申しあげましたけれども、今後は本会の議論を含めまして総合部会において意見の取りまとめをしていただきまして、これを基に政府としての沖縄振興計画をつくる。そして、次回の審議会にお諮りするという段取りになっておりますので、委員の皆様方におかれましては今後とも引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げたいと思います。

いずれにしても非常に大きな機会でございますので、いろいろ御意見もございまして、少し思い切りが足りないんじゃないかという話もありました。ですから、大学院大学でかなり積極的な思い切りもございますけれども、特区の問題でも御指摘のようなことを事務局ともども考えまして、もう少し何かないかということで考えてまいりたいと思いますが、総合部会の御審議を十二分にさせていただきまして対処してまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

清成会長 どうもありがとうございました。

以上をもちまして第2回の沖縄振興審議会を終了させていただきたいと思います。本日は大変ありがとうございました。